

防整整第8746号  
令和8年3月31日

大臣官房会計課長  
地方協力局参事官  
防衛大学校総務部管理施設課長  
防衛医科大学校事務局企画部管理施設課長  
防衛研究所企画部総務課長  
統合幕僚監部総務部総務課長  
陸上幕僚監部監理部会計課長  
海上幕僚監部総務部経理課長  
航空幕僚監部総務部会計課長  
情報本部総務部会計課長  
各地方防衛局調達部長  
帯広防衛支局長  
熊本防衛支局長  
名護防衛事務所長  
防衛装備庁長官官房会計官

殿

整備計画局施設整備課長  
(公印省略)

#### 公共建築工事積算基準等の運用について（通知）

標記について、「公共建築工事積算基準等資料（令和8年改定）」（平成26年3月31日国営計第148号。）に定めるもの（第1編、第2編及び第3編を除く。）のほか、別冊によることとしたので令和8年4月1日以降に入札公告及び手続き開始の公示等を行う工事から、これにより実施されたく通知する。

なお、公共建築工事積算基準等の運用について（防整技第7271号。令和6年3月27日）は、令和8年3月31日限りで廃止する。

添付資料：別冊

写送付先：整備計画局施設計画課長、建設制度官、提供施設計画官、地方協力局総務課長、在日米軍協力課長、陸上幕僚監部防衛部施設課長、海上幕僚監部防衛部施設課長、航空幕僚監部防衛部施設課長、情報本部計画部事業計画課長

# 公共建築工事積算基準等の運用

整備計画局施設整備課

# 公共建築工事積算基準等の運用

## 目 次

第1編 総則	1
第2編 工事費	2
第3編 共通費	3
第1章 共通事項	3
第2章 共通仮設費	6
第3章 現場管理費	12
第4章 一般管理費等	14

## 第1編 総則

公共建築工事積算基準等の運用は、統一基準における「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」（以下「共通費基準」という。）、「公共建築工事標準単価積算基準」（以下「単価基準」という。）等を円滑かつ適切に運用するために国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定した「公共建築工事積算基準等資料」に準じ、必要な事項をとりまとめたもので、防衛省が実施する土木工事を除く建設工事「工事の実施細目について（防整技第7167号。28.3.31）」第2第1号に規定する建設工事をいう。）の適正な工事費の積算に資することを目的とする。

## 第2編 工事費

### 1 落札率について

当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率（以下「落札率」という。）の端数処理については、小数点以下第5位を四捨五入して4位止めとする。

なお、以下の費用は落札率を乗じない。（（2）を追加する場合は、これらの費用の共通費は算定せず、工事費に加算する。）

#### （1）新たな追加の工事

設計図書で明示していない施工条件について受注者が予期することのできない特別な状態が生じ、追加する新たな工事の費用。

#### （2）公共料金等

- ・現場発生による、湧水を公共下水道に流す場合の費用
- ・水道の負担金（敷地内）

### 2 後工事について

本来一体とすべき同一建築物又は同一敷地内の工事を分割して発注し、新規に発注する工事（以下「後工事」という。）の工事費は、工事価格に契約済みのすべての工事（以下「前工事」という。）のうち、当初に契約した工事の落札率を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。

### 3 工事の一時中止に伴う増加費用

（1）「建設工事の一時中止に係る増加費用について」（防整技第5298号。30.3.30）及び「建設工事の一時中止に係る事務処理要領について」（防整技第14600号。令和3年8月26日）による。

（2）増加費用において、仮囲い等の仮設、警備要員など当初予定価格の作成時に積上げで算定したものがある場合、当初積算の方法によるものとする。

（3）契約保証費は補正を行わない。

### 4 製造業者又は専門工事業者の見積価格等

見積りを依頼する場合は、「公共建築工事見積標準書式」によるものとし、見積依頼書は提出された見積書とともに適切に保存する。

## 第3編 共通費

### 第1章 共通事項

- 1 共通費算定に関する数値の取扱い
  - (1) 率による算定  
共通費基準の率により算定した金額は、一円未満切捨てとする。
  - (2) 積上げによる算定  
積上げによる算定は第4編第1章1に準ずる。
  
- 2 新設工事と改修工事を一括して発注する場合の算定
  - (1) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。
    - イ 共通仮設費率は、新設工事と改修工事の直接工事費の合計額に対応する新設工事と改修工事それぞれの共通仮設費率とする。なお、積上げによる共通仮設費は、新設工事と改修工事のうち主な工事の共通仮設費に計上する。
    - ロ 現場管理費率は、新設工事と改修工事の純工事費の合計額に対応する新設工事と改修工事それぞれの現場管理費率とする。なお、積上げによる現場管理費は、新設工事と改修工事のうち主な工事の現場管理費に計上する。
    - ハ 一般管理費等は、新設工事と改修工事の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。
  - (2) 共通仮設費及び現場管理費は、新設工事と改修工事に区分して算定する。
  
- 3 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合の算定
  - (1) 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事の場合
    - イ 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。なお、主たる工事とは、発注時の工事種別をいう。
      - (イ) 共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとの共通仮設費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積上げによる共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。
      - (ロ) 現場管理費は、それぞれの工事種別ごとの現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積上げによる現場管理費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。
      - (ハ) 一般管理費等は、それぞれの工事種別ごとの工事原価に対する工事の一般管理費等率により算定し、それらの合計による。
    - ロ 主たる工事以外のいずれかの工事が、工事内容及び工事費から適切と判断出来る場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管理費を算定することができる。
    - ハ 共通費の積算手法は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変

更しない。

4 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合の算定

(1) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。

イ 共通仮設費率は、それぞれの敷地の工事ごとの直接工事費及び工期に対応する共通仮設費率とする。なお、積上げによる共通仮設費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。

ロ 現場管理費率は、それぞれの敷地の工事ごとの純工事費及び工期に対応する現場管理費率とする。なお、積上げによる現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。

ハ 一般管理費等は、それぞれの敷地の工事ごとの工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。

(2) 共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに算定する。

5 後工事の取扱い

後工事の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等は、前工事と後工事を一括して発注したとして算定した額から、前工事の額を控除した額とする。

6 とりこわし工事の取扱い

とりこわし工事とは、建築物解体工事共通仕様書 3.3.1 に基づき、建築物を解体する工事をいう。

建築物の解体に合わせ、建築物解体工事共通仕様書 3.3.1 に基づき、工作物等を解体する場合は、工作物等もとりこわし工事として取扱う。

7 とりこわし工事等を単独で発注する場合の算定

以下の工事を単独で発注する場合の共通費は、専門工事業者からの見積りを参考に計上する。

- ・とりこわし工事
- ・特殊な室内装備品（家具、書架及び実験台の類）工事
- ・シールド工事
- ・仮設建物（設置・撤去）
- ・造園工事
- ・舗装工事
- ・さく井設備工事
- ・特別高圧受変電設備
- ・発電設備
- ・電力貯蔵設備
- ・中央監視制御設備、等

8 指定部分及び指定部分工期

原則として、指定部分の工期は、共通仮設費及び現場管理費における算定に用いる

工期（T）に用いない。

なお、指定部分とは工事の完成に先立ち引渡しを受けるべきことを設計図書により指定した工事範囲をいい、その工事範囲の完了期限を指定部分工期という。

## 第2章 共通仮設費

### 1 共通仮設費の区分

共通仮設費は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のそれぞれと処分費に区分して算定する。

### 2 共通仮設費の算定方法

(1) 共通仮設費の算定は共通仮設費率により算定する。ただし、共通仮設費率に含まれないものは積上げにより算定する。

#### イ 共通仮設費率による算定

(イ) 共通仮設費率の算定に用いるT（工期）

① 共通仮設費率の算定に用いるT（工期）は、入札公告等に示された開札予定日から工期末（現場説明書において現場作業完了年月日が示されている場合は当該日）までの日数を元に、開札から契約までを考慮し7日を減じた日数を30日/月にて除す。その値は、小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。

なお、設計図書等に工期の始期が明示されている場合は、その始期から工期末（現場説明書において現場作業完了年月日が示されている場合は当該日）までの日数を30日/月にて除し、この値をT（工期）として共通仮設費率を算出する。

② 工事一時中止（一部一時中止の場合も含む。）があった場合、共通仮設費率の算定に用いるT（工期）には、工事一時中止（一部一時中止の場合も含む。）を理由とした工期延伸する期間を含まない。

③ 契約から着工予定日までの間を施工準備期間としてT（工期）に含めることができるものとする。ただし、3か月を超える場合は、3か月を施工準備期間の上限とし、T（工期）に含めることができる。

④ 標準図等活用方式におけるT（工期）は、着工予定日から契約工期末までの日数を30日/月にて除す。なお、調査及び詳細図等の承認日から着工予定日までの期間を施工準備期間として、T（工期）に3か月を上限として含めることができる。

(ロ) 監理事務所の補正

① 建築工事においては、共通仮設費率（ $K_r$ ）に以下の補正率を乗じる。なお、監理事務所（監督官事務所）を設ける場合は、積上げにより算定する。

直接工事費	1000万円以下	1000万円以上 50億円以下	50億円を超える
補正值	0.887	$0.738 + 0.0162 \times \log_e P$	0.988

Pは、公共建築工事共通費積算基準 別表におけるP：直接工事費（千円）  
注1）補正式による値は小数点以下第4位を四捨五入して3位止めとする。  
注2）設計変更においては、変更後のPに対応した値を変更後の $K_r$ に乘じる。

(ハ) とりこわし工事を含めて発注する場合

とりこわし工事は新設建築工事に含めて算定する。

(二) リース料の取扱い

仮設庁舎等をリースで発注する場合は、処分費を除く直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により直接工事費からリース料及び処分費を除いた額の共通仮設費を算定する。なお、リース料については、共通仮設費を算定しない。

(ホ) 直接工事費が共通費基準 別表(注3)で定める範囲を外れる場合  
原則として算定式により算定された率を採用する。

(へ) 共通仮設費率の留意事項

① 道路占用料については、必要に応じて、費用を計上する。なお、道路法第39条において、「道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第六条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。」とされており、公共発注の営繕工事においては道路占用料の徴収を行わないとされている。

道路使用許可申請手数料については、必要に応じて、費用を計上する。なお、所轄警察署により道路使用許可申請手数料が免除される場合がある。

② 環境安全費に含まれる台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、一般的なものの費用については、以下の費用が含まれている。

- ・屋外に存置された資材等の移動、養生に要する費用
- ・外部足場の点検、補強、シート類の巻き上げ等に要する費用

③ 共通仮設費率に含まれる動力用水光熱費

- ・新設工事は引込費用及び使用料が該当する(工事用)。

なお、引込費用については、監督官と協議できるものとする。

- ・改修工事は既存施設からの引込みが可能であるため、主にメータ設置費と使用料が該当する(工事用)。
- ・設計図書において電気料金及び水道料金の支払いを免じられている米軍基地等の積算については、共通仮設費率に対する動力用水光熱費の割合(電気料金+上下水道料金)を控除する。

動力用水光熱費の割合は表2-1-1~4による。

表2-1-1 建築

区分	新設	改修
割合(%)	10.03	7.37

表2-1-2 電気設備

区分	新設	改修
割合(%)	2.80	6.53

表2-1-3 機械設備

区分	新設	改修
割合(%)	5.46	4.78

表2-1-4 昇降機設備

区分	新設
割合(%)	2.63

ロ 積上げによる算定

以下の項目については、共通仮設費率に含まれないため、設計図書等に基づき積上げにより算定する。

(イ) 準備費

敷地測量、仮設用借地料、既存施設内の家具・什器・機器等の移動及び復旧、道路占用料等に関する費用。

(ロ) 仮設建物費

- ① 宿舎、設計図書による現場環境改善費用。
- ② 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事における、監理事務所（監督官事務所）及び備品等の費用。

(ハ) 工事施設費

仮囲い、工事用道路、歩道構台、設計図書によるイメージアップ費用。

(ニ) 環境安全費

交通誘導・安全管理等の要員に要する費用（工事現場（施設）の警備に要する警備要員、機械警備及び交通誘導警備員に要する費用）、引込み用開閉器の二次側の架空線防護に要する費用、台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、大規模な台風等の風災害対策として、足場の防護シートの全面掛払い、防音パネルの全面掛払い等、受発注者間の協議に基づき設計図書に記載される災害防止対策に要する費用。

① 交通誘導員等積上分

交通誘導員を積上げる場合は、数量は設計図書により、単価算定にあたり、単価基準に基づく専門工事業者等の諸経費の率を用いることとする。ただし、地域特性等において上記により難しい場合は、警備会社等から見積徴収等を実施し、その他の率を設定できるものとする。

② 道路清掃員積上分

道路清掃員を積上げる場合は、建設工事における道路清掃員の算定に関する細部項目について（防整技第6039号。令和4年3月30日）によることとし、単価算定あたり、交通誘導員のその他率を準用する。ただし、地域特性等において上記により難しい場合は、警備会社等から見積徴収等を実施し、その他の率を設定できるものとする。

(ホ) 屋外整理清掃費

除雪に要する費用

(ヘ) 機械器具費

① 新設工事における荷揚用揚重機械器具の費用

規格の選定及び存置日数は、表2-2～表2-6を参考とし、施工条件等により機種を選定する。

(共通事項)

1. 揚重機等の設置・移動の作業が支障なく行える敷地を条件としたものである。
2. RC造の標準的な階高、スパン及び仕上げの建物として設定したものである。
3.  $A = \text{建築面積} / 750 \text{ m}^2$ （計算過程においてAの値を端数処理する場合は、小数点以下第三位を四捨五入し小数点以下第二位とする。）
4.  $N = \text{階数}$

5. 存置日数の端数処理は、小数点以下第一位を切上げ整数とする。
6. 各階の面積が著しく異なる場合は、実状に応じて適切に補正する。
7. 階数が2階以下かつ建築面積が250㎡未満の場合は、規格を16t以下とし、存置日数は実状に応じて適切に補正する。
8. 障害物等で揚重作業に支障がある場合は、実状に応じて適切に設定する。
9. 表2-1～2-5の存置日数には回送等に要する日数を含む。

表2-1 地上階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数(N)	規格	存置日数	備考
1	25 t	$13.6 \times A + 5.2$	
2	25 t	$18.0 \times A + 10.0$	
3	25 t	$22.4 \times A + 14.8$	
4	25 t	$26.8 \times A + 19.6$	
5	25 t	$31.2 \times A + 24.4$	

表2-2 地下階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数(N)	規格	存置日数	備考
B 1	25 t	$9.5 \times A$	

表2-3 塔屋階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数(N)	規格	存置日数			備考
		100㎡未満	300㎡未満	500㎡未満	
P 1	25 t	4	5	6	1階当たりの面積

表2-4 地上階の仕上用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数(N)	規格	存置日数	備考
1	16 t	$2.3 \times A$	
2	16 t	$5.4 \times A$	
3	16 t	$8.5 \times A$	
4	ロングスパン工事用 エレベーター1t未満	$18.5 \times N + 40.5$	建築面積1,000㎡ごとに1台
5	ロングスパン工事用 エレベーター1t未満	$18.5 \times N + 40.5$	建築面積1,000㎡ごとに1台

表2-5 地下階の仕上用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数(N)	規格	存置日数	備考
B 1	16 t	$6.4 \times A$	

② 改修工事における荷揚用揚重機械器具の費用

機種を選定及び存置日数は、施工内容、施工条件等により規格を選定する。

(ト) 情報システム費

情報共有、遠隔臨場、BIM、その他情報通信技術等のシステム・アプリ

ケーションに要する費用。

① 情報共有システム経費

共通費に積み上げる情報共有システムの使用に係る費用は、「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」（国土交通省大臣官房営繕部）を満たすシステムを提供するサービス提供者からの見積りにより適切に計上すること。情報共有システムは、ASP方式とする。利用期間は、現場説明書に示す工事着手の月から工期末（現場説明書において現場作業年月日が示されている場合は当該日）まで月単位とし、特記仕様書と合わせる。

② 遠隔臨場経費

建設現場における遠隔臨場の試行対象事案は、遠隔臨場にかかる費用（撮影機器、モニター機器、通信費、その他）の負担は、発注者の負担で実施するものとし、リース品として必要な賃料を見積等により計上する。

(チ) 試験費等

① 建築工事において、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書等に基づく試験費、レディーミクストコンクリートの単位水量試験費、特記仕様書にて定める試験のうち軽微な試験費を除き、積上げにより算定する。

(積み上げによる試験費の例)

- ・石綿粉じん濃度測定
- ・分析による石綿含有建材の調査
- ・室内空気中の化学物質の濃度測定
- ・六価クロム溶出試験費
- ・分析によるPCB含有シーリング材等の調査
- ・路床土の支持力比（CBR）試験
- ・現場CBR試験
- ・放射線透過試験
- ・上記に類する各種試験費

② 電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事において、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書等に定める機材の試験費及び施工の試験費を除き、積み上げにより算定する。

(積み上げによる試験費の例)

- ・石綿粉じん濃度測定
- ・分析による石綿含有建材の調査
- ・PCB含有調査
- ・放射線透過試験
- ・迷走電流測定調査
- ・上記に類する各種試験費等

(リ) 石綿含有建材の調査費（事前調査結果を貸与しない場合又は石綿等の使用の有無を設計図書へ明示しない場合は計上する）

(ヌ) その他

工事連絡会議に対象となる工事の設計受注者を参加させるための費用、標

準図等を活用して発注する工事の調査費、詳細図等作成に要する経費、遠隔  
臨場経費及び火薬庫を整備する工事の保安距離の確認に係る経費は、共通仮  
設費に積上げにより算出し、現場管理費及び一般管理費等は対象外とする。

(2) 処分費の取扱い

建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の  
共通仮設費は算定しない。

## 第3章 現場管理費

### 1 現場管理費の区分

現場管理費は、共通仮設費で区分した項目ごとに算定する。

### 2 現場管理費の算定方法

(1) 現場管理費の算定は現場管理費率により算定する。ただし、現場管理費率に含まれないものは積上げにより算定する。

#### イ 現場管理費率による算定

(イ) 現場管理費率の算定に用いるT（工期）

① 現場管理費率の算定に用いるT（工期）は、入札公告等に示された開札予定日から工期末（現場説明書において現場作業完了年月日が示されている場合は当該日）までの日数を元に、開札から契約までを考慮し7日を減じた日数を30日／月にて除す。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。

なお、設計図書等に工期の始期が明示されている場合は、その始期から工期末（現場説明書において現場作業完了年月日が示されている場合は当該日）までの日数を30日／月にて除し、この値をT（工期）として現場管理費率を算出する。

② 工事一時中止（一部一時中止の場合も含む。）があった場合、現場管理費率の算定に用いるT（工期）には、工事一時中止（一部一時中止の場合も含む。）を理由とした工期延伸する期間を含まない。

③ 契約から着工予定日までの間を施工準備期間としてT（工期）に含めることができるものとする。ただし、3か月を超える場合は、3か月を施工準備期間の上限とし、T（工期）に含めることができる。

④ 標準図等活用方式におけるT（工期）は、着工予定日から契約工期末までの日数を30日／月にて除す。なお、調査及び詳細図等の承認日から着工予定日までの期間を施工準備期間として、T（工期）に3か月を上限として含めることができる。

(ロ) とりこわし工事を含めて発注する場合

とりこわし工事は新設建築工事に含めて算定する。

(ハ) リース料の取扱い

仮設庁舎等をリースで発注する場合は、処分費を除く純工事費の合計額に対応する現場管理費率により純工事費からリース料及び処分費を除いた額の現場管理費を算定する。なお、リース料については、現場管理費を算定しない。

(ニ) 純工事費が共通費基準別表（注3）で定める範囲を外れる場合

原則として算定式により算定された率を採用する。

(ホ) 現場管理費率の留意事項

① 現場管理費率内のその他の項目に含まれる費用

・本支店等から支援を受けた場合の原価性費用として、本支店等から支援を受けた以下の費用が含まれている。

- ・ 検査、試験の支援に要する費用
- ・ 施工図作成の支援に要する費用
- ・ その他、外注又は現場従業員が従事する代わりに、本支店等従業員が従事した場合に要する費用
- ・ 各種調査に要する費用として、以下の費用が含まれている。
  - ・ 本支店等従業員が調査に伴う作業に要した費用
  - ・ 現場従業員が工事完了後に調査に伴う作業に要した費用

ロ 積上げによる算定

以下の項目については、現場管理費率に含まれないため、設計図書等に基づき積上げにより算定する。

(イ) 要員等の費用

条件明示された要員等の費用（共通仮設費の費用以外、現場雇用労働者の給料等）。

(2) 処分費の取扱い

建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の現場管理費は算定しない。

(3) 支給材を使用する場合

支給材（入居官署又は発注者側で購入・製作された資機材）を使用して工事を施工する場合は、支給材を購入すると仮定した評価額の2%を現場管理費に加算する。ただし、再利用資機材については現場管理費を加算しない。

## 第4章 一般管理費等

### 1 一般管理費等の算定方法

(1) 一般管理費の算定は一般管理費等率により算定する。ただし、一般管理費等率に含まれないものは積上げにより算定する。

#### イ 一般管理費等率による算定

##### (イ) 前払金支出割合による補正

前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、表3-1の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を一般管理費等率に乗じる。

なお、前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外とする。

表3-1 一般管理費等率補正係数

前払金支出割合区分 (%)	補正係数
0から5以下	1.05
5を超え15以下	1.04
15を超え25以下	1.03
25を超え35以下	1.01

##### (ロ) 契約保証費について

共通費基準4(1)による契約保証費については、工事原価に表3-2による契約保証費補正率を乗じ算出した金額を一般管理費等に加算する。

表3-2 契約保証費率

保証の方法	補正值 (%)
発注者が金銭的保証を必要とする場合 (建設工事請負契約書第4条(A)の規定を使用する場合)	0.04%
発注者が役務的保証を必要とする場合 (建設工事請負契約書第4条(B)の規定を使用する場合)	0.09%
上記以外の場合※	補正しない

※予算決算及び会計令(昭和22勅令第165号)第100条の2第1項第1号の規定により工事請負契約書の作成を省略できる工事

#### ロ 積上げによる算定

住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用については、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」(平成19年法律第66号)に該当する住宅の新築工事の場合は、設計変更においては対象としない。